

## 第9回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成25年7月2日（火） 15時～17時
- 2 場 所 総務省7階省議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、関口委員、辻委員、中里委員、林委員、吉村委員、吉田委員
- 4 議事次第
  - 1 開会
  - 2 議事  
これまでの議論で出された主な意見について
  - 3 閉会
- 5 議事の経過
  - 総務省より資料に基づき、これまでの議論で出された主な意見、税源の偏在について説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。  
なお、資料4については、次回の検討会において説明することになった。

（事務局より資料2のI、資料3についての説明）

（以下、資料2について質疑及び自由討議）

- 骨太の方針2013の中で不交付団体の数をリーマンショック以前の水準に戻すとの記述があるが、偏在を高めろというようにも読める。偏在是正に関して、ネガティブな意見ともとれるのでどのような意味なのか説明してほしい。
- 税源の偏在を問題にしているというよりも、地方財政をミクロで見た場合の自主性、自立性を高めていこうという趣旨と理解いただきたい。（事務局）
- 骨太の方針には歳入の改革として、法人課税の見直しによって偏在性の少ない税体系をつくることも入っており、全体として、地方消費税も増えていく中で多くの市町村が不交付団体になるように地域活性化、社会保障・税一体改革の推進、税の税源偏在の是正を併せてやっていくという構成になっており、矛盾していない。（事務局）

- 税源の偏在がなぜいけないのかというと、行政需要との関係で足りない団体があること。難しいのは、行政需要について、何をどこまで全国で一律に提供すべきものなのか。コストや規模の経済等、どう考えるか難しく、評価はとてもできない。このため、代替としてひとり当たり税収といったもので考えざるを得ないか。是正すべき税源の偏在を何か1つのものに帰着させるのは困難。
- 税源の偏在といったときに需要面をどこまで見るかは、税源の偏在を問題にするのか、交付税を含めた財源の偏在で考えるのかによって異なる。社会保障の財源が増えるのであれば、交付税で措置すべき点もあるので、税と交付税を併せて見ていく必要がある。  
地方法人課税のあり方という点からすると、企業が受けている行政サービスとの見合いで偏在を考えるのであれば、昼間人口のことも考えて偏在を考えなければならない。また、法人課税の偏在だけを見るか、全体の行政需要に見合う措置がなされているかで偏在を議論するかで大分違ってくる。
- 「格差と偏在」という議論があったが「税の偏在」と言ったときに、税収の偏在なのかそれとも税源の偏在なのか、議論の際に意識されていないのではないか。資料においては税収が利用されているが、税源の本来の意味、つまり、タックスベースで考えれば、偏在の形も違ってくる。また、超過課税や徴収率も加味した複数の指標を出してほしい。
- ここでは「税源の偏在」とは「税収の偏在」として使っている。
- 資料は全て標準税率で出しており、基本的に税源の偏在を示している。超過税率で差が出る分については、しょうがないだろうという前提であると理解していただきたい。  
徴収率については、98、99%の水準なので、大きな影響はないと思っている。(事務局)
- 超過税率など考えると、違った答えが出てくるので気をつける必要があるが、当面は税源と税収をほぼ同じとして議論している。
- 所得を各地域で集計したときに、異なった規模の法人の分布により控除の影響が出てくることをどう考えるか。
- 留保財源と財源超過額の合計の格差が小さくなれば、偏在が是正されたと言えるのではないか。  
基準財政需要額について、それを上回る部分が財源余裕度を表している

解釈されることに対して東京が異を唱えていることは理解できるが、偏在の尺度であるということは言えると思う。

- 資料3について、一人あたりの留保財源、財源超過額が大きいのに、一人あたりの一般財源が平均というのはどのようなことなのか疑問。それに関連して一人あたりの基準財政需要額の追加資料がほしい。

また、地方消費税が増えると財源超過額が増える団体がある一方、交付団体は臨時財政対策債が減るのみという指摘があるが、ではなぜ地方消費税の配分の際、全部交付税原資にしなかったのかと指摘され、さらに交付税算定の財源不足額は法定率の見直しでカバーすべきであるのに、今回は税收の偏在を是正して、交付税の赤字を穴埋めするというように誤解されやすいので、こういう主張を前面に出していくのはどうか。

- 都道府県間の税源の偏在度については、基準をどの時点にするかによって変わってくるため、比較の仕方に注意する必要があると思う。

- 地域経済の規模が小さく、法人税のタックスベースは景気に敏感に反応するため、地方の法人税收は安定していない。安定した税收があって、安定した歳出計画が立てられるようにしようという議論があるべき。

- 税收が不安定で財政運営上難しいという事実はあるが、増収減収が激しすぎて財政運営ができないという意見は聞いたことがない。基金の積立や起債の活用など、年度間の財政調整機能があるため、それほど大きな問題にならないのではないか。

- 安定性の原則、偏在性の原則の両方を確保し、税源を配分しなければならないというのは地方税の原則である。安定的に支出しなければならない経費が多いのは道府県であり、なるべく安定性のある税目を配分すべき。安定性の観点からも議論していくべきという問題提起の理解でよいか。

- 税で偏在性を是正するのは、矛盾しており、行政需要との関係で考えれば、財政調整制度でやるべきだと思う。ただ現状で税でも偏在是正をやらざるを得なくなっているので議論しているが、それだけでは足りない。成長戦略などで法人税の実効税率を引き下げろなどと言われているが、それによって税收が落ちていくのはよくないし、安定的に法人関係税收を確保していくことも考えなければならない。

- 法人二税が東京都においても大幅に落ちたときに、都の財政はかなり危機的な状況に陥ったことがある。東京都でさえ、そうなのだから他の県におい

てもそのような状況があったと思う。

- 資料2について、地方法人特別税の廃止によって財政格差が拡大するという意見と、偏在度は現在より拡大しないという意見が記載されているが、どちらが正しいのか。
- どちらも数値自体は正しいが、比較している前提が異なるため、注意してほしいというのが事務局の説明。
- 東京都は特別税・譲与税を廃止しても地方消費税が引き上げられれば、基準の見方によっては偏在度の拡大はないと主張し、知事会はやはり広がるのでよくないと主張している。偏在度が高まっているのかどうか、是正すべき状況があるのか、またどのような指標であればよいのか、委員の意見を聞かせていただくために資料3を提出していることを理解していただきたい。  
(事務局)
- データは単年度だと必ず振れるため、景気の一循環で平均したときどうなるか、そういった観点からも議論しなければならないと思う。

(事務局より資料2のⅡについての説明)

- 分割基準は、税源と対応するのが考え方としていいと思う。消費課税の清算基準と同様の観点で、課税ベースは、分割基準で偏在がある程度適正になるのではないかと。  
また、財政調整については、分割基準で行うことはせず、できる限り交付税などその他の方法で考えるべきだと思う。  
事業税と住民税は、分けて議論を進めた方がいいと思う。外形標準課税導入後、事業税の偏在度は住民税の法人税割と比較してかなり安定している。また事業税は法人税で損金算入されているが、これは転嫁ができないためであり、国境調整できないとの指摘には、だから損金算入されていると言えるのではないかと。  
実効税率は外形標準化により下がる。
- 根本的ではあるが、偏在を解消することは決定した上で、その解決策の選択肢の中でどのようなものであれば地方法人課税の原則から許容可能なのかを検討していくのか、あるいはそもそも法人課税のあり方として外形のほうが望ましいといった話を許容するのかを教えてください。所得課税の要素が入っている限り偏在が大きくなるのだから、それを個々の地方団体の課税ベースから落とす範囲を決めるための議論構成と考えてよいのか。

また、内容についても統一感がないように思え、地方法人課税の考え方にしても、地方税の原則を見出しにした上で意見を並べるといった形に変えた方がよい。

- 今回の地方法人特別税・譲与税の制度自体は、課税自主権の問題や偏在のことを考えてもやはり無理がある。もしこのまま残すならば、考え方を整理して、わかりやすくしなければならない。国税通則法で地方税扱いのものが偏在を是正するために行われているのも税法としてどうかと思う。

また、消費税については社会保障費へ充てるという説明で、そのような理解になっているはずであるが、地方の一般財源や臨時財政対策債の減少へ回るとなると、一般にはあまり理解されていないため、そのあたりを整理すべきでないか。

- 偏在性について、是正すべき部分をどう取り出すか、外側から基準を示せるのか、現況だけが提示できるのかという印象。是正策についても、この検討会ですべて集約することにはならないと思うが、どのように整理して、最終的な結論に持って行くのか自分としても考えたい。

また、今後不交付団体の数やそのカバーする程度の設定など、どれくらいを目指すのかに大分依存する。その設定が厳しいほど税源の調整をしないとシステムとして組みづらい。地方交付税の総額にも依存するが、一定の前提なしに議論するのか、一定の前提を持って議論するのか。

さらに法人税収が高いかどうか大きな議論になっているが、今回の是正は、現行水準を前提としてその配分を変えるという議論なのか、それとも法人税収全体として上げる下げるということまで考えての配分なのか、初期段階で整理してもらいたい。

- 地方団体は一種の共同体であり、そもそも十分でない財源をどうシェアするのか、制度上どうシェアして落とすところを探していくかという議論が前提。地方税は地方税で原理原則を通せばよい、財政調整は地方交付税で行うのだからという意見があるが、それができるのであれば、苦労はしないというのが、平成20年度の特別税・譲与税創設の際の議論だった。原理原則を通せない状況において地方譲与税を使わざるを得ない状況であった。そういった経緯も踏まえて議論していくべき。

清算基準や分割基準において財政調整の議論を持ち込むのはさすがに違うと思うが、26年度以降を考えると、景気回復による税収増、地方消費税の増で20年度の状況がにわかになくなった訳ではない。

- 税の世界では筋を通すということが非常に重要なので、分割基準や清算基準に財政調整の観点を持ち込むことは避けるべき。ただ、譲与税という枠組

みを使って、交付税では調整できない不交付団体と交付団体間の調整をすることは可能と考える。

また、法人課税の負担は法人が現に受けている行政サービスの見合いという点からすると、各地域の赤字法人はその負担をしていないということになる。そうすると、外形標準課税の適用を拡大していけばいいということになるが、現実にはなかなか厳しい。現に法人二税を納めている法人からの税収の一部を国全体でシェアする仕組みを、税源の偏在是正とは別の理屈で入れていけないかと思っている。それは例えば警察サービスが、税を納めていない法人も含め、地域全体に提供されることで、反射的に行政サービスを受けているという理屈で説明できるのではないか。

- 法人課税の税源や税収の偏在を是正するということが、実は本丸ではなく、実際の税収が標準的な行政需要に足りない部分の偏在をどう均すかというのが本来の目的であろう。そもそも、それを調整するのが地方交付税であるが、留保財源を増やしたりした結果、不交付団体について調整できず、地方交付税が機能不全を起こしている。さらに地方消費税も上がり、さらに地方税収の偏在が悪化するなかで、偏在を均す財源として法人二税をどう使うかというのが、自分なりの整理。

法人が受益の対価として法人二税を払っているという前提で議論されているが、法人が支払っている税はそれだけでなく、固定資産税でもある。実際、法人が受ける公共サービスは都道府県より市町村の比重のほうが高い場合は、都道府県税である法人二税をサービスと対価として捉えるのは果たして適当か。

- 地方税全体の偏在性と地方法人課税という1つの税目の偏在性とを混同すると議論が錯綜する。1つの税目の偏在性をどうするか、また地方の税源配分のルールをどうするかという話などを含めて議論しなければならない。どのように整理したらよいか、交通整理をうまくできるようなまとめ方をした資料を次回可能な限り提出する。

以上